

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）（①農林漁業者関係）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 26） （法人事業税、法人住民税：義（自動連動））（地方税 27）
		② 上記以外の税目	（所得税：外）（国税 26） （住民税：外）（地方税 27）
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は取得価額の 7 %（特定中小企業者等にあっては 10%）の税額控除の選択適用が認められる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 68 条の 15 の 5
5	担当部局		農林水産省 生産局 技術普及課／林野庁 林政部 経営課／水産庁 漁政部 水産経営課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 5 月～ 8 月 分析対象期間：平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、新設の上、2 年間の延長 平成 31 年度 2 年間の延長
8	適用又は延長期間		令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小規模の農林漁業者がほぼ全体である農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。例として、1 経営体当たりの農業粗収益の平均は、中小企業における個人企業の 1 社当たりの売上高を下回っている。 また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。 このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定

		供給を確保することが目的。 《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号） 食料・農業・農村基本法第 2 条の 3 において、「食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。」とされている。 「森林・林業基本法」（昭和 39 年法律第 161 号） 森林・林業基本法第 3 条第 1 項において、「林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。」とされている。 「水産基本法」（平成 13 年法律第 89 号） 水産基本法第 3 条第 1 項において、「水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産（中略）、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、その健全な発展が図られなければならない。」とされている。 「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太の方針）」 （令和 2 年 7 月 17 日閣議決定） 第 3 章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 （2）地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ② 農林水産業の活性化 スマート農林水産業の技術開発や現場実装、これらを活用した農業支援サービスの育成、フードテック等新技術を活用した取組等を多角的に支援する新たな枠組みの構築等の国内での技術基盤の確保について、検討を進める。食料安全保障や農林水産業の役割への国民理解を醸成する。 農林水産業の生産基盤を強化していくため、引き続き「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。土地改良事業や鳥獣対策の推進、森林資源・水産資源の適切な管理と漁業者の更なる経営安定、建築物等への木材の利用拡大を図る。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

		《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 ⑨需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 ⑳林業の持続的かつ健全な発展 ㉓漁業経営の安定
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【農業】 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 （160万円以上の国内向け高性能農業機械出荷額98,336百万円×販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合0.39023）÷青色申告を行っている農業者441千人＝87,015円 高性能の農業機械とは、本特例措置の対象と想定されるトラクター（50馬力以上）、田植機（6条以上）、コンバイン（4条以上）、スピードスプレヤーとする。 【林業】 過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績推計値）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 高性能林業機械出荷額4,569百万円÷過去1年間に素材生産を行った経営体数10,490（※）＝436千円 なお、ここでいう高性能林業機械とは、本特例措置の対象として林業機械化協会から生産性向上要件証明書が発行されている機種（フォワーダ（林内作業車含む）、フェラーバンチャ等）とする。 ※ 農林水産省「2015年農林業センサス」参照 【漁業】 令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額（令和元年度実績値の平均17,683千円）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 生産性向上要件証明書発行総額 1,839,000千円÷証明書発行件数104件＝17,683千円

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【農業】 [測定指標] 青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能機械取得額 [達成目標実現による寄与] 本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより、農業生産における各作業行程の労働時間の減少やコスト削減が図られるとともに、品質の安定した農作物が毎年安定的に生産・出荷できるようになる。また、それらが経営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、農業者の経営安定や農産物の安定供給に寄与することとなる。 【林業】 [測定指標] 過去1年間に素材生産を行った林業経営体1経営体当たり的高性能林業機械取得額を測定指標とした。 [達成目標実現による寄与] 本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより高性能林業機械の導入が促進され、林業の各作業行程での単位生産当たり労働時間が減少し、生産性向上やコスト削減が図られる。さらに、こうした生産向上により経営規模の拡大や林産物の安定供給、コスト削減による林業者の経営安定を確保することができ、政策目的の達成に寄与することとなる。 【漁業】 [測定指標] 生産性向上要件証明書の1件当たり的高性能漁業機械取得価額を測定指標とした。 [達成目標実現による寄与] 本特例措置の活用を含む機械導入のための関連施策を総合的に実施することにより高性能漁業機械の導入が促進され、漁業の各作業行程での単位生産あたり労働時間が減少し、生産性向上やコスト削減が図られるとともに、品質が向上した水産物を生産・出荷できるようになる。また、それらが経営規模の拡大や実需者との安定取引にもつながり、漁業者の経営安定や水産物の安定供給に寄与することとなる。																					
10	有効性等	① 適用数 <table><tr><td colspan="7">単位：件</td></tr><tr><td>項目</td><td>平成 29年度 (実績)</td><td>平成 30年度 (実績)</td><td>令和 元年度 (見込)</td><td>令和 2年度 (見込)</td><td>令和 3年度 (見込)</td><td>令和 4年度 (見込)</td></tr><tr><td>適用数</td><td>4,043</td><td>3,645</td><td>2,616</td><td>2,616</td><td>2,616</td><td>2,616</td></tr></table> 本特例措置は、令和2年～令和4年度の各年度の適用数の見込として2,616件あり、僅少ではない。	単位：件							項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	適用数	4,043	3,645	2,616	2,616	2,616	2,616
単位：件																							
項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)																	
適用数	4,043	3,645	2,616	2,616	2,616	2,616																	

		農林漁業者に係る適用数の実績及び見込については、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の実態調査結果では、制度の対象者全体が適用実態調査の対象となっており、農林漁業者を把握できないため、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査等をもとに実績を推計した。 令和２年度～令和４年度までの適用見込み件数については、令和元年度の実績を基に推計により算出した。 ※別添１参照。																					
②	適用額	単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (見込)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>法人税</td><td>17,496</td><td>17,181</td><td>13,468</td><td>13,468</td><td>13,468</td><td>13,468</td></tr></table> 農林漁業者に係る適用額の実績及び見込については、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の実態調査結果では、制度の対象者全体が適用実態調査の対象となっており、農林漁業者を把握できないため、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査等をもとに実績を推計した。 令和２年度～令和４年度までの適用額の見込は、令和元年度の実績を基に推計により算出した。	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	法人税	17,496	17,181	13,468	13,468	13,468	13,468							
項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																	
法人税	17,496	17,181	13,468	13,468	13,468	13,468																	
③	減収額	単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (見込)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>国税</td><td>1,750</td><td>1,718</td><td>1,347</td><td>1,347</td><td>1,347</td><td>1,347</td></tr><tr><td>地方税</td><td>226</td><td>222</td><td>94</td><td>94</td><td>94</td><td>94</td></tr></table> 農林漁業者に係る減収額の実績及び見込については、租税特別措置の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の実態調査結果では、制度の対象者全体が適用実態調査の対象となっており、農林漁業者を把握できないため、本特例措置の要件である日本農業機械工業会等の生産性向上要件証明書の発行実績及び関係団体からの農林漁業機械出荷額及び農林漁業機械出荷台数等に係る聞き取り調査等をもとに実績を推計した。 令和２年度～令和４年度までの減収額の見込は、令和元年度の実績を基に推計により算出した。	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	国税	1,750	1,718	1,347	1,347	1,347	1,347	地方税	226	222	94	94	94	94
項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																	
国税	1,750	1,718	1,347	1,347	1,347	1,347																	
地方税	226	222	94	94	94	94																	

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【農業】

前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：52,259円（平成29年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」であるが、前回目標時に使用した「全事業所得者における青色申告者数」では、実際の青色申告を行っている農業者数との乖離がみられたことから、「販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合」を基に推計を行い、基準値を見直した。

当該農業者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額は下表のとおりである。なお、推計方法を変更しなかった場合の農業機械取得額は括弧書きで示したとおりであり、一定の効果があると考えられ、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。

青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額

単位：円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)
取得額 (前回推 計方法)	73,852 (52,259)	75,455 (52,905)	87,015 (60,377)	87,015	87,015	87,015

【林業】

本特例措置は平成29年度税制改正時に中小企業投資促進税制の拡充として要望したものであるが、中小企業投資促進税制とは対象が異なることから、中小企業投資促進税制と同じ数値目標は設定せず、過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たり的高性能林業機械取得額を目標として設定したものである。

本特例措置の対象外のものも含めた平成30年度の1経営体当たりの機械取得額は1,336千円と推計される。

(導入台数674台×平均単価20,792千円(メーカー等聞き取り単価を導入台数に応じて加重平均)÷10,490経営体=1,336千円)

本特例措置に係る平成30年度実績436千円は全体の33%に相当しており、林業者の設備投資を誘発し、林業の生産性向上を図るために一定の効果があると考えられる。生産性の向上に資する林業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。

単位：千円

	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2年度 (見込)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)
1経営体 当たり機 械取得額	152	436	436	436	436	436

【漁業】

本特例措置は平成 29 年度税制改正時に中小企業投資促進税制の拡充として要望したものであるが、中小企業投資促進税制とは対象が異なることから、中小企業投資促進税制と同じ数値目標は設定せず、生産性向上要件証明書 1 件当たりの取得金額を目標として設定したものである。

参考までに令和元年度の減収見込み額を算出すると 197 百万円の減収額となり、本特例措置は漁業機械を導入する漁業者に対して一定の効果がある。生産性の向上に資する漁業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。

単位：千円

	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)
生産性向上要件証明書 1 件当たりの取得金額	13,503	13,261	17,683	17,683	17,683	17,683

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

[政策目的の実現状況]

農林漁業者の経営が厳しい状況においても、高性能な農林漁業機械取得額は維持されており、農林漁業の生産性向上等に効果を上げている。

[延長されなかった場合の影響]

本特例措置が延長されない場合、農林漁業者は投資余力が小さいことから、高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）が減退し、農林漁業の生産性向上が阻害され、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給の確保に支障をきたす。

⑤ 税収減を是認する理由等

生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいことから、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。

また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下の表のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

<経済波及効果の試算>

農業については、160 万円以上の国内向け高性能農業機械の機械別出荷額×当該出荷額に占める本税制適用率の総和（2,354 百万円（トラクター）+1,767 百万円（田植機）+3,819 百万円（コンバイン）+406 百万円（スピードスプレーヤー）=8,345 百万円（令和元年度、同様に平成 29 年度は 13,469 百万円、平成 30 年度は 11,815 百万円）を、

林業については、平成 29 年度に生産性向上要件証明書を発行

		した高性能機械の総額=1,502 百万円（同様に平成 30 年度：3,284 百万円、令和元年度は平成 30 年度の数値を使用）を、 漁業については、平成 29 年度に生産性向上要件証明書を発行した高性能機械の総額=2,525 百万円（同様に平成 30 年度：2,082 百万円、令和元年度：1,839 百万円）を設備投資額とし、 これら設備投資額の合計（平成 29 年度：17,496 百万円、平成 30 年度：17,181 百万円、令和元年度：13,468 百万円）の 6 割（寄与度）となる額（平成 29 年度：10,498 百万円、平成 30 年度：10,309 百万円、令和元年度：8,081 百万円）を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。 単位：百万円 <table><tr><th>項目</th><th>平成 29 年度 (実績)</th><th>平成 30 年度 (実績)</th><th>令和 元年度 (見込)</th><th>令和 2 年度 (見込)</th><th>令和 3 年度 (見込)</th><th>令和 4 年度 (見込)</th></tr><tr><td>減収額</td><td>1,975</td><td>1,940</td><td>1,441</td><td>1,441</td><td>1,441</td><td>1,441</td></tr><tr><td>投資額</td><td>10,498</td><td>10,309</td><td>8,081</td><td>8,081</td><td>8,081</td><td>8,081</td></tr><tr><td>経済波及 効果</td><td>20,156</td><td>19,793</td><td>15,435</td><td>15,435</td><td>15,435</td><td>15,435</td></tr></table> ※ 経済波及効果の算出には「平成 27 年産業連関表分析用ファイル」の逆行列係数（98 部門）を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2 参照。 ※ 投資額は国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較。 ※ 平成 29 年度以降における寄与度については、中小企業庁が行った税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として、本税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押しするとのアンケート結果があることから、押し上げに寄与（寄与率 6 割）していると仮定して効果を算出した。（平成 28 年度中小企業庁アンケート調査） ※ 令和 2 年度～令和 4 年度までの経済波及効果は、令和元年度の実績・推計値を基に算出した。	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)	減収額	1,975	1,940	1,441	1,441	1,441	1,441	投資額	10,498	10,309	8,081	8,081	8,081	8,081	経済波及 効果	20,156	19,793	15,435	15,435	15,435	15,435
項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (見込)	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 (見込)	令和 4 年度 (見込)																								
減収額	1,975	1,940	1,441	1,441	1,441	1,441																								
投資額	10,498	10,309	8,081	8,081	8,081	8,081																								
経済波及 効果	20,156	19,793	15,435	15,435	15,435	15,435																								
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。 農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当である。 また、特に農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当である。																											

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	関連する措置として、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ」等があるが、農林漁業者による高性能な農林漁業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者が限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	農林漁業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、高性能な農林漁業機械に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を支援することは、食品産業や観光業等をも含めた地域経済の活性化に貢献するため。
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月	

○減税見込額積算資料（国税・地方税）

1 減税見込額等の積算

【農業者】

(1) 課税標準額

13,469 百万円（平成 29 年度）、11,815 百万円（平成 30 年度）、
8,345 百万円（令和元年度）

【算出例】トラクターの場合

（平成 29 年度）

7,464 台（国内向け出荷台数）／49,180 台（全出荷台数）×135,522 百万円（出荷額）＝20,568 百万円

20,568 百万円（国内向け出荷額）×15.2%（出荷額に占める本税制適用率）＝3,125 百万円

（平成 30 年度）

7,594 台（国内向け出荷台数）／51,519 台（出荷台数）×137,604 百万円（出荷額）＝20,685 百万円

20,685 百万円（国内向け出荷額）×13.5%（出荷額に占める本税制適用率）＝2,782 百万円

（令和元年度）

10,056 台（国内向け出荷台数）／55,575 台（出荷台数）×153,282 百万円（出荷額）＝27,736 百万円

27,736 百万円（国内向け出荷額）×8.5%（出荷額に占める本税制適用率）＝2,354 百万円

○上記の算出例に沿って算出した課税標準額

（平成 29 年度）

3,125 百万円（トラクター）＋2,717 百万円（田植機）＋6,916 百万円（コンバイン）＋711 百万円（スロートディスプレイ）＝13,469 百万円

（平成 30 年度）

2,782 百万円（トラクター）＋2,696 百万円（田植機）＋5,728 百万円（コンバイン）＋609 百万円（スロートディスプレイ）＝11,815 百万円

（令和元年度）

2,354 百万円（トラクター）＋1,767 百万円（田植機）＋3,819 百万円（コンバイン）＋406 百万円（スロートディスプレイ）＝8,345 百万円

（注）「農業機械出荷額」及び「農業機械出荷台数」は、団体からの聞き取り等を基に試算した。

なお、当税制の対象である 160 万円以上の生産性が旧モデル比 1%以上向上すると想定される主要高性能農業機械をトラクター（50 馬力以上）、田植機（6 条以上）、コンバイン（4 条以上）及びスロートディスプレイとした。

(2) 減税見込額・・・税額控除の場合で試算

（平成 29 年度実績推計）

【国税】

13,469 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）＝1,347 百万円

【地方税】

13,469 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×12.9%（法人住民税率）＝
174 百万円

（平成 30 年度実績推計）

【国税】

11,815 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）＝1,182 百万円

【地方税】

11,815 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×12.9%（法人住民税率）＝
152 百万円

（令和元年度実績推計）

【国税】

8,345 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）＝835 百万円

【地方税】

8,345 百万円（課税標準額）×10%（税額控除率）×7%（法人住民税率）＝58
百万円

【林業者】

（１） 課税標準額

H29:1,502 百万円＝{（110×12.4 百万円）＋（61×3.8 百万円）} ×
94.2%

H30:3,284 百万円＝{（134×17.6 百万円）＋（87×25.5 百万円）} ×
71.9%

R1: 3,284 百万円＝{（134×17.6 百万円）＋（87×25.5 百万円）} ×
71.9%

【算出方法】

課税標準額＝{（フォワーダ導入台数×聞き取り単価）＋
（フェラーバンチャ等導入台数×聞き取り単価）} ×
適用率（調査対象年度の適用件数／調査対象年度の対象件数）

※当税制の対象である 160 万円以上の生産性が旧モデル比 1 %以上向上すると
想定される高性能林業機械を、林業機械化協会による生産性向上要件証明書が
発行されている機種（フォワーダ（林内作業車含む）、フェラーバンチャ等）
とした。

最新（H30 年度）の高性能林業機械保有台数調査（林野庁研究指導課）を元
に、各調査対象年度中に中小企業者等が導入した高性能林業機械のうち、証明
書発行機種分を抽出し、当該数値を調査対象年度の出荷台数の推計値とした。

R1 年度についてはデータ集計中のため、H30 年度の実績値と同数とした。

（２） 減税見込額

（国税）

H29:150 百万円＝1,502 百万円×10%

H30:328 百万円＝3,284 百万円×10%

R1: 328 百万円＝3,284 百万円×10%

（地方税）

H29:19 百万円＝1,502 百万円×10%×12.9%

H30:42 百万円＝3,284 百万円×10%×12.9%

R1:23 百万円＝3,284 百万円×10%×7.0%

【漁業者】

(1) 課税標準額 = 2,525 百万円 (平成 29 年度)

※生産性向上要件証明書を発行している一般社団法人海洋システム協会からの聞き取り価格。

(2) 減税見込額 (平成 29 年度実績推計)・・・所得控除から試算

【国税】

2,525 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) = 253 百万円

【地方税】

2,525 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 12.9% (法人住民税率) = 33 百万円

(3) 課税標準額 = 2,082 百万円 (平成 30 年度)

※生産性向上要件証明書を発行している一般社団法人海洋システム協会からの聞き取り価格。

(4) 減税見込額 (平成 30 年度実績推計)・・・所得控除から試算

【国税】

2,082 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) = 208 百万円

【地方税】

2,082 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 12.9% (法人住民税率) = 27 百万円

(5) 課税標準額 = 1,839 百万円 (令和元年度)

※生産性向上要件証明書を発行している一般社団法人海洋システム協会からの聞き取り価格。

(6) 減税見込額 (令和元年度実績推計)・・・所得控除から試算

【国税】

1,839 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) = 184 百万円

【地方税】

1,839 百万円 (課税標準額) × 10% (税額控除率) × 7.0% (法人住民税率) = 13 百万円

2. 適用実績及び適用見込み（総括票）

（単位：件、千円）

区分	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込）	令和3年度 （見込）	令和4年度 （見込）
対象者数	26,023	26,639	28,851	28,851	28,851	28,851
適用件数	4,043	3,645	2,616	2,616	2,616	2,616
減税額	1,975,290	1,939,893	1,441,220	1,441,220	1,441,220	1,441,220
国税	1,749,590	1,718,240	1,346,934	1,346,934	1,346,934	1,346,934
地方税	225,700	221,653	94,286	94,286	94,286	94,286

1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。

3 令和元年度以降については、平成30年度の推計値（林業）と令和元年度（農業・漁業）の実績の合計値。

2－（１）．適用実績及び適用見込み（農業関係）

（単位：件、千円）

区分	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込）	令和3年度 （見込）	令和4年度 （見込）
対象者数	24,319	24,748	27,726	27,726	27,726	27,726
適用件数	3,695	3,329	2,353	2,353	2,353	2,353
減税額	1,520,587	1,333,961	892,954	892,954	892,954	892,954
国税	1,346,842	1,181,542	834,536	834,536	834,536	834,536
地方税	173,745	152,419	58,418	58,418	58,418	58,418

1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。

3 令和2年度以降については、令和元年度の推計値と同数とした。

2－（２）．適用実績及び適用見込み（林業関係）

（単位：件、千円）

区分	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （見込）	令和2年度 （見込）	令和3年度 （見込）	令和4年度 （見込）
対象者数	171	221	221	221	221	221
適用件数	161	159	159	159	159	159
減税額	169,630	370,874	351,493	351,493	351,493	351,493
国税	150,248	328,498	328,498	328,498	328,498	328,498
地方税	19,382	42,376	22,995	22,995	22,995	22,995

1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。

2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。

3 令和元年度以降については、平成30年度の推計値と同数とした。

2－（３）．適用実績及び適用見込み（漁業関係）

（単位：件、千円）

区分	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込）	令和3年度 （見込）	令和4年度 （見込）
対象者数	1,533	1,670	904	904	904	904
適用件数	187	157	104	104	104	104
減税額	285,073	235,058	196,773	196,773	196,773	196,773
国税	252,500	208,200	183,900	183,900	183,900	183,900
地方税	32,573	26,858	12,873	12,873	12,873	12,873

- 1 対象数は、減税対象機械設備の出荷台数である。
- 2 適用件数は、証明書発行団体における生産性向上要件証明書の発行件数。
- 3 令和2年度以降については、令和元年度の推計値と同数とした。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成24年度	-	-	-
平成25年度	-	-	-
平成26年度	-	-	-
平成27年度	-	-	-
平成28年度	-	-	-
平成29年度	73農業用機械 (8,082)	74生活関連産業用機械 (1,515)	76その他の機械 (901)
平成30年度	73農業用機械 (7,089)	74生活関連産業用機械 (1,249)	76その他の機械 (1,971)
令和元年度	73農業用機械 (5,007)	74生活関連産業用機械 (1,103)	76その他の機械 (1,971)
令和2年度	73農業用機械 (5,007)	74生活関連産業用機械 (1,103)	76その他の機械 (1,971)
令和3年度	73農業用機械 (5,007)	74生活関連産業用機械 (1,103)	76その他の機械 (1,971)
令和4年度	73農業用機械 (5,007)	74生活関連産業用機械 (1,103)	76その他の機械 (1,971)
令和5年度	73農業用機械 (5,007)	74生活関連産業用機械 (1,103)	76その他の機械 (1,971)